

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

情報連絡事項

頁

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | セーフティネットあだち運営業務委託プロポーザルの実施内容の一部
変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 令和8年度全国ひとり親世帯等調査の実施について・・・・・・・・ | 3 |
| 3 | 物価高対応子育て応援手当支給実績の報告について・・・・・・・・ | 4 |
| 4 | 【追加】令和8年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者
等実態調査）の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 5 | 令和8年度「足立区障がい者週間記念事業」の実施について・・・・・・・・ | 7 |
| 6 | 令和8年度あだちの介護保険（令和7年度実績）について・・・・・・・・ | 9 |
| 7 | 介護・障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント
事業活動褒賞表彰式の実施について・・・・・・・・ | 11 |
| 8 | 大規模改修期間中の西部福祉課及び押皿谷住区センターの運営について・・・ | 13 |

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	セーフティネットあだち運営業務委託プロポーザルの実施内容の一部変更について
所管部課名	福祉部 福祉まると相談課
内容	セーフティネットあだち（ひきこもり支援）運営業務委託の公募型プロポーザルの実施については、8月閉会中の厚生委員会で報告済みであり、その際に9月補正にて債務負担期間等の変更を行い、委託期間を5年間（令和9年度から令和13年度）とする案の説明を行っていた。 このたび、補正予算による変更が認められたため、正式な決定内容を以下のとおり報告する。 1 変更理由 本事業は対象者への長期かつ継続的な伴走支援が不可欠であり、委託期間を5年間とすることで、事業者を安定的に確保し、利用者がこれまで以上に安心して利用できる支援を展開するため。 2 変更した内容 業務委託期間を以下のとおり変更した。 （1）変更前 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間） （2）変更後 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間） 3 業務名 セーフティネットあだち（ひきこもり支援）運営業務 4 今後のスケジュール （1）令和8年10月 9日（金） 募集開始 （2）令和8年11月20日（金） 提案書提出者の選定（選定委員会） （3）令和9年 1月18日（月） 提案書の特定（選定委員会） 5 参考：セーフティネットあだちについて （1）業務目的 ひきこもり状態にある本人及びその家族等に対して、専門的な相談支援等を通じて積極的に信頼関係を構築・維持するとともに、当事者等の尊厳と自己肯定感の回復を図ることを主要な目的とする。 （2）業務内容 ア 相談事業：電話・メール・来所面談・訪問による相談支援 イ 居場所事業：対面およびオンラインの居場所による支援 （3）業務実施場所 学びピア21（足立区千住5-13-5）7階

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	令和8年度全国ひとり親世帯等調査の実施について																				
所管部課名	福祉部 親子支援課																				
内容	5年おきに行われる「全国ひとり親世帯等調査」（所管：こども家庭庁）が、今年度11月1日を基準日として実施される（前回は令和3年度）。については、調査概要及び足立区における実施予定等について報告する。 1 調査概要 <table border="1"> <tr> <th></th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(1) 目的</td><td>全国の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため</td></tr> <tr> <td>(2) 対象</td><td>国勢調査の調査区を基にこども家庭庁が無作為に抽出した地区内の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯</td></tr> <tr> <td>(3) 調査事項</td><td>世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等</td></tr> </table> 2 調査方法、調査世帯数及び調査時期等（足立区） <table border="1"> <tr> <th></th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(1) 調査世帯の特定方法</td><td>児童扶養手当及び児童育成手当の受給情報並びに住民基本台帳の情報を活用し、あらかじめ地区内の対象世帯を特定</td></tr> <tr> <td>(2) 調査世帯数（見込み）</td><td>約180世帯（85地区、4,882世帯中 ※1） 参考：令和3年度調査 114世帯（52地区、3,005世帯中 ※2）</td></tr> <tr> <td>(3) 調査員</td><td>福祉事務所職員28名程度を予定（令和3年度は18名）</td></tr> <tr> <td>(4) 調査票の配付【11月1日以降】</td><td>調査員が対象世帯を訪問し、調査趣旨を説明した上で紙の調査票及びオンライン回答用の利用者情報を配付</td></tr> <tr> <td>(5) 調査票の回収【11月30日まで】</td><td>親子支援課への郵送及びオンライン回答</td></tr> </table> ※1 令和2年国勢調査時の世帯数 ※2 平成27年国勢調査時の世帯数 3 広報について こども家庭庁及び東京都のホームページで公表されるほか、足立区公式ホームページで周知する。 4 集計及び結果の公表 令和9年10月を目途に、こども家庭庁において「全国ひとり親家庭等調査結果の概要」が公表され、集計結果等の詳細はこども家庭庁及び総務省のホームページに掲載される予定。		内容	(1) 目的	全国の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため	(2) 対象	国勢調査の調査区を基にこども家庭庁が無作為に抽出した地区内の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯	(3) 調査事項	世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等		内容	(1) 調査世帯の特定方法	児童扶養手当及び児童育成手当の受給情報並びに住民基本台帳の情報を活用し、あらかじめ地区内の対象世帯を特定	(2) 調査世帯数（見込み）	約180世帯（85地区、4,882世帯中 ※1） 参考：令和3年度調査 114世帯（52地区、3,005世帯中 ※2）	(3) 調査員	福祉事務所職員28名程度を予定（令和3年度は18名）	(4) 調査票の配付【11月1日以降】	調査員が対象世帯を訪問し、調査趣旨を説明した上で紙の調査票及びオンライン回答用の利用者情報を配付	(5) 調査票の回収【11月30日まで】	親子支援課への郵送及びオンライン回答
	内容																				
(1) 目的	全国の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため																				
(2) 対象	国勢調査の調査区を基にこども家庭庁が無作為に抽出した地区内の母子・父子世帯及び父母のいない児童のいる世帯																				
(3) 調査事項	世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等																				
	内容																				
(1) 調査世帯の特定方法	児童扶養手当及び児童育成手当の受給情報並びに住民基本台帳の情報を活用し、あらかじめ地区内の対象世帯を特定																				
(2) 調査世帯数（見込み）	約180世帯（85地区、4,882世帯中 ※1） 参考：令和3年度調査 114世帯（52地区、3,005世帯中 ※2）																				
(3) 調査員	福祉事務所職員28名程度を予定（令和3年度は18名）																				
(4) 調査票の配付【11月1日以降】	調査員が対象世帯を訪問し、調査趣旨を説明した上で紙の調査票及びオンライン回答用の利用者情報を配付																				
(5) 調査票の回収【11月30日まで】	親子支援課への郵送及びオンライン回答																				

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件 名	物価高対応子育て応援手当支給実績の報告について																						
所管部課名	福祉部 親子支援課																						
内 容	国の物価高対策に基づき、物価高の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子ども1人あたり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給した。申請が必要な対象者について、令和8年4月30日をもって申請受付を終了したため、その実績について報告する。 1 申請受付期間 令和8年1月13日から4月30日まで 2 支給実績（令和8年8月31日時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給方法</th><th>種別・条件</th><th>支給件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請不要</td><td> 【児童手当対象の児童】 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の手当の支給対象 </td><td>84,133 人</td><td>1,682,660 千円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">要申請</td><td> 【新生児】 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生 </td><td>2,071 人</td><td rowspan="3">144,940 千円</td></tr> <tr> <td> 【公務員世帯の児童】 令和7年9月30日時点で足立区に住民登録があり、所属庁から令和7年9月分の児童手当の支給がある </td><td>4,545 人</td></tr> <tr> <td> 【その他の世帯】 離婚、受給者死亡等 </td><td>631 人</td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td><td>91,380 人</td><td>1,827,600 千円</td></tr> </tbody> </table> 【参考】支給世帯数 申請不要：52,175世帯 要申請：5,099世帯 ※ 公務員世帯は本給付金の支給要件である児童手当を勤務先自治体から支給されているため、区では公務員世帯の児童手当世帯数を把握していない。そのため、公務員世帯の本給付金申請率は把握できない。 3 今後の方針 令和8年7月31日付で、こども家庭庁のコールセンターが終了したため、以降、問い合わせは親子支援課で対応している。			支給方法	種別・条件	支給件数	金額	申請不要	【児童手当対象の児童】 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の手当の支給対象	84,133 人	1,682,660 千円	要申請	【新生児】 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生	2,071 人	144,940 千円	【公務員世帯の児童】 令和7年9月30日時点で足立区に住民登録があり、所属庁から令和7年9月分の児童手当の支給がある	4,545 人	【その他の世帯】 離婚、受給者死亡等	631 人	計		91,380 人	1,827,600 千円
支給方法	種別・条件	支給件数	金額																				
申請不要	【児童手当対象の児童】 令和7年9月分（9月に出生した児童は10月分）の手当の支給対象	84,133 人	1,682,660 千円																				
要申請	【新生児】 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生	2,071 人	144,940 千円																				
	【公務員世帯の児童】 令和7年9月30日時点で足立区に住民登録があり、所属庁から令和7年9月分の児童手当の支給がある	4,545 人																					
	【その他の世帯】 離婚、受給者死亡等	631 人																					
計		91,380 人	1,827,600 千円																				

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	【追加】令和8年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の実施について																				
所管部課名	福祉部 障がい福祉課																				
内 容	5年おきに行われる「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（所管：厚生労働省）が、令和8年11月1日を基準日として実施される（前は令和4年度）。ついては、調査概要及び足立区における実施予定等について報告する。 1 調査概要 <table border="1"> <tr> <th></th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) 目 的</td><td>障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等の生活実態とニーズを把握すること</td></tr> <tr> <td>(2) 対 象</td><td>国勢調査の調査区に居住する在宅の障がい児・者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）、難病患者および長引く病気や怪我等により生活のしづらさがある者等</td></tr> <tr> <td>(3) 調査事項</td><td> ① 調査対象者の基本的属性 年齢、性別、障がいの原因、住居、就労・就学の状況等 ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス 障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望等 </td></tr> </table> 2 調査方法、調査世帯数及び調査時期等 <table border="1"> <tr> <th></th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) 調査地区の特定方法</td><td>国勢調査の調査区から厚生労働省が無作為抽出により対象地区を特定</td></tr> <tr> <td>(2) 調査地区数</td><td> 33地区（2,015世帯 ※1） 参考：令和4年度調査 32地区（1,882世帯 ※1） </td></tr> <tr> <td>(3) 調査地区の範囲の把握</td><td> ① 総務省発出の「国勢調査関係書類の閲覧承認通知」写しを受領 ② 受領した通知に基づき、総務課へ関係書類の閲覧を依頼し、調査区要図および調査世帯一覧の複写により調査地区の範囲を把握 </td></tr> <tr> <td>(4) 調査員</td><td>障がい福祉課、障がい援護課職員33名程度を予定（令和4年度は32名）</td></tr> <tr> <td>(5) 調査票の配付および回答</td><td> ① 10月下旬以降に調査員が調査対象地区全世帯へ「調査実施のお知らせ」を配付する ② 11月下旬までに調査員が調査地区を訪問し、調査の趣旨を説明した上で調査対象者の有無を確認 ③ 該当世帯に紙の調査票を配付する。回答は、回答者から12月10日までに東京都へ郵送 </td></tr> </table> ※1 令和2年国勢調査時の世帯数		内 容	(1) 目 的	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等の生活実態とニーズを把握すること	(2) 対 象	国勢調査の調査区に居住する在宅の障がい児・者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）、難病患者および長引く病気や怪我等により生活のしづらさがある者等	(3) 調査事項	① 調査対象者の基本的属性 年齢、性別、障がいの原因、住居、就労・就学の状況等 ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス 障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望等		内 容	(1) 調査地区の特定方法	国勢調査の調査区から厚生労働省が無作為抽出により対象地区を特定	(2) 調査地区数	33地区（2,015世帯 ※1） 参考：令和4年度調査 32地区（1,882世帯 ※1）	(3) 調査地区の範囲の把握	① 総務省発出の「国勢調査関係書類の閲覧承認通知」写しを受領 ② 受領した通知に基づき、総務課へ関係書類の閲覧を依頼し、調査区要図および調査世帯一覧の複写により調査地区の範囲を把握	(4) 調査員	障がい福祉課、障がい援護課職員33名程度を予定（令和4年度は32名）	(5) 調査票の配付および回答	① 10月下旬以降に調査員が調査対象地区全世帯へ「調査実施のお知らせ」を配付する ② 11月下旬までに調査員が調査地区を訪問し、調査の趣旨を説明した上で調査対象者の有無を確認 ③ 該当世帯に紙の調査票を配付する。回答は、回答者から12月10日までに東京都へ郵送
	内 容																				
(1) 目 的	障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障がい児・者等の生活実態とニーズを把握すること																				
(2) 対 象	国勢調査の調査区に居住する在宅の障がい児・者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）、難病患者および長引く病気や怪我等により生活のしづらさがある者等																				
(3) 調査事項	① 調査対象者の基本的属性 年齢、性別、障がいの原因、住居、就労・就学の状況等 ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス 障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望等																				
	内 容																				
(1) 調査地区の特定方法	国勢調査の調査区から厚生労働省が無作為抽出により対象地区を特定																				
(2) 調査地区数	33地区（2,015世帯 ※1） 参考：令和4年度調査 32地区（1,882世帯 ※1）																				
(3) 調査地区の範囲の把握	① 総務省発出の「国勢調査関係書類の閲覧承認通知」写しを受領 ② 受領した通知に基づき、総務課へ関係書類の閲覧を依頼し、調査区要図および調査世帯一覧の複写により調査地区の範囲を把握																				
(4) 調査員	障がい福祉課、障がい援護課職員33名程度を予定（令和4年度は32名）																				
(5) 調査票の配付および回答	① 10月下旬以降に調査員が調査対象地区全世帯へ「調査実施のお知らせ」を配付する ② 11月下旬までに調査員が調査地区を訪問し、調査の趣旨を説明した上で調査対象者の有無を確認 ③ 該当世帯に紙の調査票を配付する。回答は、回答者から12月10日までに東京都へ郵送																				

	3 広報について 厚生労働省のホームページで公表されるほか、足立区公式ホームページ等により周知する。 4 集計及び結果の公表 令和9年度に集計、集計結果の詳細は令和10年度に厚生労働省のホームページに掲載される予定。
--	--

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	令和8年度「足立区障がい者週間記念事業」の実施について																					
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター																					
内 容	「障害者基本法」が定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上とともに、区民の理解向上と啓発を目的として、以下の記念事業を実施する。 1 日時・場所等 （1）庁舎ホール 11月28日（土） <table><tr><th>内 容</th><th>概 要（予定）</th><th>時 間（予定）</th></tr><tr><td>式典及び障がい理解普及・啓発企画</td><td>実行委員長、来賓等挨拶、自閉症当事者、家族による演奏・体験談等</td><td>午後1時00分～ 午後2時30分</td></tr><tr><td>ふれあい発表会</td><td>障がい者団体によるダンス等の発表</td><td>午後2時45分～ 午後4時30分</td></tr></table> （2）区役所1階アトリウム <table><tr><th>内 容</th><th>期 間※1</th><th>時 間</th></tr><tr><td>作 品 展</td><td>11月27日（金）～ 12月3日（木）</td><td>午前9時～午後5時</td></tr><tr><td>販売コーナー※2</td><td>11月28日（土） ～12月3日（木）</td><td>午前10時～午後5時</td></tr><tr><td>手話啓発※3</td><td>11月28日（土）</td><td>午前11時～午後3時</td></tr></table> ※1 11月28日（土）、11月29日（日）も実施する ※2 11月28日（土）の販売コーナーは、11時から開始する ※3 手話啓発ブースに関しては1階アトリウムDで実施する 2 アトリウムにおける事業の内容 （1）作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を区役所アトリウムで展示する。 （2）販売コーナー 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体による体験コーナーを日替わりで実施する。パ	内 容	概 要（予定）	時 間（予定）	式典及び障がい理解普及・啓発企画	実行委員長、来賓等挨拶、自閉症当事者、家族による演奏・体験談等	午後1時00分～ 午後2時30分	ふれあい発表会	障がい者団体によるダンス等の発表	午後2時45分～ 午後4時30分	内 容	期 間※1	時 間	作 品 展	11月27日（金）～ 12月3日（木）	午前9時～午後5時	販売コーナー※2	11月28日（土） ～12月3日（木）	午前10時～午後5時	手話啓発※3	11月28日（土）	午前11時～午後3時
内 容	概 要（予定）	時 間（予定）																				
式典及び障がい理解普及・啓発企画	実行委員長、来賓等挨拶、自閉症当事者、家族による演奏・体験談等	午後1時00分～ 午後2時30分																				
ふれあい発表会	障がい者団体によるダンス等の発表	午後2時45分～ 午後4時30分																				
内 容	期 間※1	時 間																				
作 品 展	11月27日（金）～ 12月3日（木）	午前9時～午後5時																				
販売コーナー※2	11月28日（土） ～12月3日（木）	午前10時～午後5時																				
手話啓発※3	11月28日（土）	午前11時～午後3時																				

(4) 来場者プレゼント

アンケートに回答した来場者に、令和7年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布する。

(5) 展示作品のデザイングッズ販売

作品展の出品作品をモチーフにしたTシャツや小物などのデザイングッズを販売するプラットフォームのリンクを、引き続き障がい者週間記念事業のホームページに設定する。

(6) インタビュー動画の放映

障がい者アート展を応援する方々のインタビュー動画を会場で放映。合わせて、区ホームページ、SNSでも公開する。

3 周知方法

(1) ポスター掲示

障がい福祉施設、コミュニティバスはるかぜ、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター等

(2) チラシ配布

障がい福祉施設、駅、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター、区民事務所、町会・自治会等

(3) あだち広報11月25日号に掲載

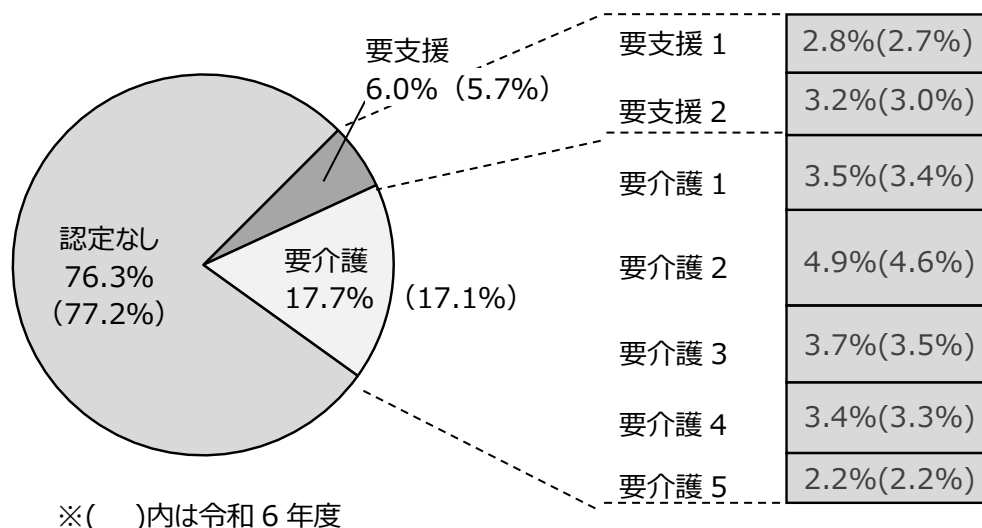
(4) 区SNS(X、Facebook)に掲載

(5) C4th Home&School(学校と保護者とのスマホアプリ等を使った連絡ツール)を活用した区立小・中学校への周知

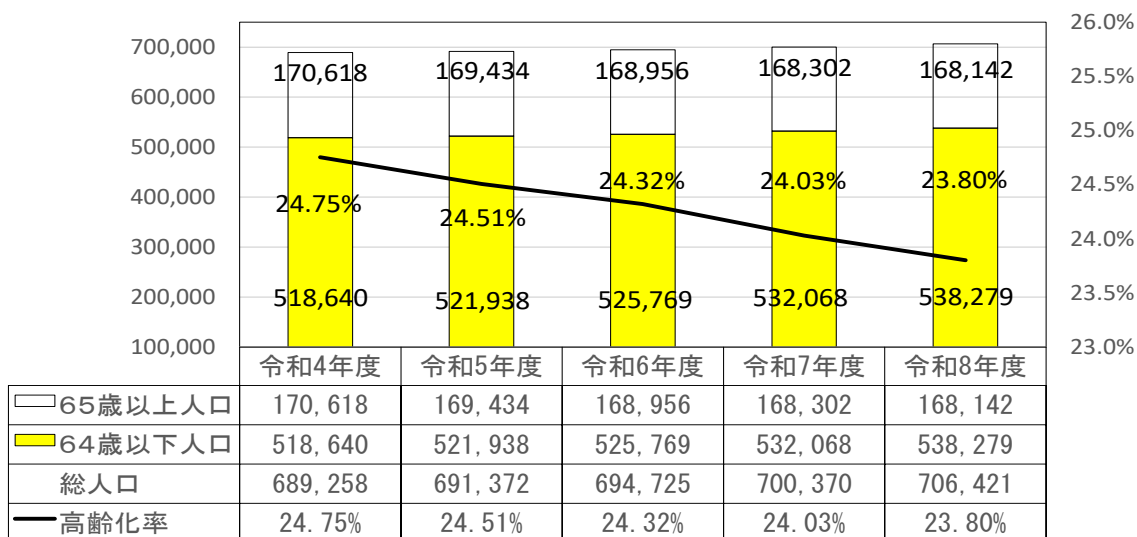
厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	令和8年度あだちの介護保険（令和7年度実績）について																																																																																										
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																																																																										
内容	「令和8年度あだちの介護保険（令和7年度実績）」がまとまったので、別添のとおり報告する。 ※ 数値は令和8年3月31日現在の実績値。（ ）内は前年同日の実績値。 1 令和7年度の状況 (1) 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）数および収納率 ア 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）数は<u>微減</u> 167,727人（168,022人） 前年度比▲295人 0.18%減 イ 介護保険料現年分収納率は<u>微増</u> 99.2%（99.1%）0.1%増 (2) 介護サービス受給者数および保険給付費 ア 介護サービス受給者数は<u>増</u> 33,768人（32,673人） 前年度比1,095人増、約3.4%増 イ 保険給付費は<u>増</u> 64,174,779千円（62,320,389千円） 前年度比1,854,390千円増、約3.0%増 主な増理由 特別養護老人ホーム（令和7年度2か所開設）の利用額が伸びている。 2 主な数値【参考】 (1) 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">6年度末</th><th colspan="2">7年度末</th><th colspan="2">増減</th></tr> <tr> <th>人数(人)</th><th>割合</th><th>人数(人)</th><th>割合</th><th>人数(人)</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一号被保険者数</td><td>168,022</td><td>100.0%</td><td>167,727</td><td>100.0%</td><td>▲295</td><td>▲0.18%</td></tr> <tr> <td>要支援1</td><td>4,548</td><td>2.7%</td><td>4,614</td><td>2.8%</td><td>66</td><td>1.45%</td></tr> <tr> <td>要支援2</td><td>5,094</td><td>3.0%</td><td>5,292</td><td>3.2%</td><td>198</td><td>3.89%</td></tr> <tr> <td>要支援計</td><td>9,642</td><td>5.7%</td><td>9,906</td><td>6.0%</td><td>264</td><td>2.74%</td></tr> <tr> <td>要介護1</td><td>5,728</td><td>3.4%</td><td>5,807</td><td>3.5%</td><td>79</td><td>1.38%</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td>7,791</td><td>4.6%</td><td>8,255</td><td>4.9%</td><td>464</td><td>5.96%</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td>5,936</td><td>3.5%</td><td>6,199</td><td>3.7%</td><td>263</td><td>4.43%</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td>5,492</td><td>3.3%</td><td>5,659</td><td>3.4%</td><td>167</td><td>3.04%</td></tr> <tr> <td>要介護5</td><td>3,740</td><td>2.2%</td><td>3,738</td><td>2.2%</td><td>▲2</td><td>▲0.05%</td></tr> <tr> <td>要介護計</td><td>28,687</td><td>17.1%</td><td>29,658</td><td>17.7%</td><td>971</td><td>3.38%</td></tr> <tr> <td>要支援・要介護計</td><td>38,329</td><td>22.8%</td><td>39,564</td><td>23.7%</td><td>1,235</td><td>3.22%</td></tr> </tbody> </table> ※ 65歳以上の被保険者数は、住所地特例制度（施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる制度）があるため、「65歳以上人口」とは一致しない。		6年度末		7年度末		増減		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	第一号被保険者数	168,022	100.0%	167,727	100.0%	▲295	▲0.18%	要支援1	4,548	2.7%	4,614	2.8%	66	1.45%	要支援2	5,094	3.0%	5,292	3.2%	198	3.89%	要支援計	9,642	5.7%	9,906	6.0%	264	2.74%	要介護1	5,728	3.4%	5,807	3.5%	79	1.38%	要介護2	7,791	4.6%	8,255	4.9%	464	5.96%	要介護3	5,936	3.5%	6,199	3.7%	263	4.43%	要介護4	5,492	3.3%	5,659	3.4%	167	3.04%	要介護5	3,740	2.2%	3,738	2.2%	▲2	▲0.05%	要介護計	28,687	17.1%	29,658	17.7%	971	3.38%	要支援・要介護計	38,329	22.8%	39,564	23.7%	1,235	3.22%
	6年度末		7年度末		増減																																																																																						
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合																																																																																					
第一号被保険者数	168,022	100.0%	167,727	100.0%	▲295	▲0.18%																																																																																					
要支援1	4,548	2.7%	4,614	2.8%	66	1.45%																																																																																					
要支援2	5,094	3.0%	5,292	3.2%	198	3.89%																																																																																					
要支援計	9,642	5.7%	9,906	6.0%	264	2.74%																																																																																					
要介護1	5,728	3.4%	5,807	3.5%	79	1.38%																																																																																					
要介護2	7,791	4.6%	8,255	4.9%	464	5.96%																																																																																					
要介護3	5,936	3.5%	6,199	3.7%	263	4.43%																																																																																					
要介護4	5,492	3.3%	5,659	3.4%	167	3.04%																																																																																					
要介護5	3,740	2.2%	3,738	2.2%	▲2	▲0.05%																																																																																					
要介護計	28,687	17.1%	29,658	17.7%	971	3.38%																																																																																					
要支援・要介護計	38,329	22.8%	39,564	23.7%	1,235	3.22%																																																																																					



(2) 足立区の総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移 (各年4月1日現在)



※ 足立区の高齢化率(23.80%)は23区中で葛飾区(23.91%)の次に高く、次いで、北区(22.63%)、板橋区(22.47%)となっている。

3 令和7年度の地域密着型サービスの指定及び廃止状況

サービス	指定	廃止	施設数 (令和8年3月31日現在)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	5
夜間対応型訪問介護	0	0	1
地域密着型通所介護	3	9	71
認知症対応型通所介護	1	3	23
小規模多機能型居宅介護	0	1	12
認知症対応型共同生活介護	0	0	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	6

厚生委員会情報連絡

令和8年10月8日

件名	介護・障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞表彰式の実施について													
所管部課名	福祉部 障がい福祉課 高齢者施策推進室 <u>介護保険課</u> 、高齢者はつらつ支援課													
内容	11月11日の「介護の日（※1）」に合わせて、介護・障がい福祉サービス等従事者（※2）やボランティア活動者の表彰式を下記のとおり開催する。 ※1 厚生労働省が毎年11月11日を、高齢者や障がい者等への介護を重点的に啓発する日として制定。 ※2 障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞は令和8年度からの新規事業 1 日時等 （1）日時 令和8年11月11日（水）午後2時から午後4時 （2）場所 庁舎ホール 2 介護・障がい福祉サービス等従事者永年勤続褒賞表彰式 （1）目的 区内の介護・障がい福祉サービス等に勤務する従事者の意欲向上と社会的評価の向上を図り、従事者不足の解消及び定着率の向上につなげるため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞を行う。 （2）対象者等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者等</th><th>勤続年数等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【拡充】 介護従事者</td><td>5年以上 365名 10年以上 278名 15年以上 158名 20年以上 400名 25年以上 13名 計 1,214名</td><td>足立区介護サービス事業者連絡協議会から要望があり、令和8年度から20年・25年を追加した。</td></tr> <tr> <td>【新規】 障がい福祉従事者</td><td>5年以上 333名 10年以上 238名 15年以上 155名 20年以上 86名 25年以上 38名 計 850名</td><td>令和8年度から新規実施のため、勤続年数を満たしている従事者すべてが対象となる。</td></tr> <tr> <td>【共通】 記念品【変更】 (Q U Oカード)</td><td>5年以上 5,000円 10年以上 10,000円 15年以上 15,000円 20年以上 20,000円 25年以上 25,000円</td><td>昨年度までは図書カードを配布していたが、事業拡充等に伴い褒賞受賞者が求める記念品を確認するアンケートを実施した結果、希望者多数のQ U Oカードに変更した。</td></tr> </tbody> </table>		対象者等	勤続年数等	備考	【拡充】 介護従事者	5年以上 365名 10年以上 278名 15年以上 158名 20年以上 400名 25年以上 13名 計 1,214名	足立区介護サービス事業者連絡協議会から要望があり、令和8年度から20年・25年を追加した。	【新規】 障がい福祉従事者	5年以上 333名 10年以上 238名 15年以上 155名 20年以上 86名 25年以上 38名 計 850名	令和8年度から新規実施のため、勤続年数を満たしている従事者すべてが対象となる。	【共通】 記念品【変更】 (Q U Oカード)	5年以上 5,000円 10年以上 10,000円 15年以上 15,000円 20年以上 20,000円 25年以上 25,000円	昨年度までは図書カードを配布していたが、事業拡充等に伴い褒賞受賞者が求める記念品を確認するアンケートを実施した結果、希望者多数のQ U Oカードに変更した。
対象者等	勤続年数等	備考												
【拡充】 介護従事者	5年以上 365名 10年以上 278名 15年以上 158名 20年以上 400名 25年以上 13名 計 1,214名	足立区介護サービス事業者連絡協議会から要望があり、令和8年度から20年・25年を追加した。												
【新規】 障がい福祉従事者	5年以上 333名 10年以上 238名 15年以上 155名 20年以上 86名 25年以上 38名 計 850名	令和8年度から新規実施のため、勤続年数を満たしている従事者すべてが対象となる。												
【共通】 記念品【変更】 (Q U Oカード)	5年以上 5,000円 10年以上 10,000円 15年以上 15,000円 20年以上 20,000円 25年以上 25,000円	昨年度までは図書カードを配布していたが、事業拡充等に伴い褒賞受賞者が求める記念品を確認するアンケートを実施した結果、希望者多数のQ U Oカードに変更した。												

3 元気応援ポイント事業活動褒賞

(1) 目的

高齢者のボランティア活動の継続と意欲向上を図る。

(2) 対象者等

対象者等	活動年数等
介護サービスを受けていない区内在住の65歳以上かつ年間30時間以上のボランティア活動を行い活動交付金を申請した方	5年以上 37名 10年以上 11名 15年以上 0名 計 48名
【共通】記念品 (区内共通商品券)	5年以上 5,000円 10年以上 10,000円 15年以上 15,000円

4 今後の方針

昨年までは介護の日の褒賞表彰式にあわせて、庁舎アトリウムで足立区介護サービス事業者連絡協議会が主催で啓発イベントを行っていた。

今年は10月のあだち区民まつりAフェスタや、3月の舎人公園千本桜まつりなど、平日に参加できない方や子ども等に対して重点的に周知を図るため、実施しないこととなった。

来年以降の啓発イベントについては、関係団体と協議していく。

厚生委員会情報連絡

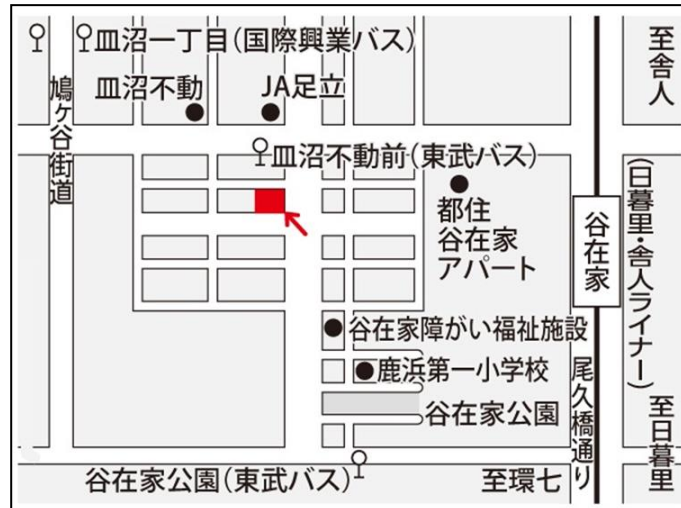
令和8年10月8日

件 名	大規模改修期間中の西部福祉課及び押皿谷住区センターの運営について
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 西部福祉課、障がい援護課、 地域のちから推進部 住区推進課、子ども家庭部 学童保育課、 施設営繕部 西部地区建設課
内 容	令和8年度末から令和10年度末までの期間において、足立福祉事務所西部福祉課（障がい援護課西部援護係含む）・押皿谷住区センターで大規模改修工事を予定している。 工事期間中における西部福祉課及び押皿谷住区センターの運営等について、下記のとおり報告する。 1 西部福祉課の運営 次のとおり旧江北保健センターに仮移転し、業務を継続する。 (1) 仮移転先での業務開始日 令和9年1月12日（火） ※ 仮移転による電話・ファクス番号の変更なし (2) 仮移転期間 令和9年1月12日から令和10年度末（予定） (3) 仮移転作業日 令和9年1月9日（土）から11日（月・祝） (4) 今後の方針等 仮移転にあたり、あだち広報、区ホームページ等で広く周知するとともに、生活保護受給者および障がい福祉サービス受給者向けに案内文を送付する。 2 押皿谷住区センターの運営 (1) 児童館（特例利用）、悠々館、集会室 休館（令和9年1月から令和10年12月予定） (2) 学童保育室 居ながら工事により運営を継続する。 (3) 今後の方針等 ア 学童保育室の運営については、児童の安全を十分配慮し、改修工事を行う。 イ 改修工事にあたり、利用者への個別周知や区ホームページ等で広く周知する。

3 その他

- (1) 大規模改修工事については、令和6年7月1日厚生委員会、旧江北保健センターの利活用については、令和6年6月25日総務委員会で報告済み。
- (2) 西部福祉課・押皿谷住区センターの建物は、仮移転後も引き続き西部福祉課で管理する。

【現在地】 鹿浜 8-27-15



【仮移転先】 西新井本町 2-30-40 (旧江北保健センター)

